

環境創造センター消防用設備保守点検業務仕様書

建物所在地：福島県田村郡三春町深作10番2号

対象建物：福島県環境創造センター本館・交流棟・研究棟・車庫・発電機棟
15,460.22 m² 収容人数 2,551名

委託期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 委託内容

(1) 消防設備

消防法に基づき①～⑧の消防設備（別紙1）について、機器点検（7月～8月）・総合点検（1月～2月）を行い、報告書（本館・交流棟・研究棟それぞれ別葉）を作成する。

- ① 消火器設備
- ② 屋内消火栓設備
- ③ 粉末消火設備
- ④ 自動火災報知設備
- ⑤ 誘導灯及び誘導標識
- ⑥ 非常放送設備
- ⑦ 非常用電源（自家発電設備）
- ⑧ 防火（防火排煙）設備

(2) 防火対象物定期点検

ア 業務内容

消防法第8条の2の2により防火対象物点検参加資格者を選任し、防火対象物定期点検及び報告義務を契約期間中に1回を行い、防火対象物点検結果報告書（3部）を作成する。

イ 点検項目

- ・防火管理者を選任しているか
- ・消化・通報・避難訓練を実施しているか
- ・避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか
- ・防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか
- ・カーテン等の防火対象物品に防火性能を有する旨の表示が付けられているか
- ・消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか

特記事項

- (1) 受託者は、委託期間において保守点検の対象となる機器に故障が発生し、委託者からの要請があった場合は、速やかに技術者を派遣し迅速に対応するものとする。
その対応のための費用は、交換費用を除き原則として無償とする。
- (2) 委託業務の遂行にあたっては、建物、施設等に損傷を与えることのないように、十分注意すること。
- (3) 委託業務の遂行にあたっては、委託者の業務に支障のないように計画するとともに、委託者の指示に従うこと。
- (4) 委託者が実施する避難訓練の際、委託者より協力要請があった際は応じること。

- (5) 点検対象器具のうち交換推奨期間に該当するものがある場合は、委託者にすみやかに報告すること。
- (6) 消防設備保守点検項目は、別紙1のとおりとする。
- (7) 防火対象物定期点検を行う前に防火対象物点検資格者選任届（様式任意・資格者証の写しを添付）を提出すること。
- (8) 契約書、仕様書に記載のない事項については、委託者との協議により決定すること。